

「山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

山陽小型自動車競走場は、山陽小野田市（以下「本市」という。）の埴生地区に開設されて以来、昭和40年から約60年間にわたり小型自動車競走事業の運営を通じて地方財政の健全化に寄与してきた。メインスタンド等は繰り返す増改築等により施設の規模を拡大してきたが、旧建築基準の建築物がほとんどであり、特に東西スタンドは、耐震診断の結果、耐震基準値が規定値を下回ったことから、山口県の要緊急安全確認大規模建築物として公表され、早急な対策が求められている。このことから、平成30年度から令和2年度にかけて、東西スタンド棟等整備事業の基本構想策定を経て基本設計・実施設計に着手したが、建物構造や電気配線等が複雑であった影響もあり、設計業務は完成に至らなかった。その後、施設の老朽化に加え、大規模な付帯設備の故障や更新による維持管理費の負担も懸念されているため、競走会や選手宿舎のある管理地区の施設も含め、全体の改修計画を再考する必要があるため、令和6年度に基本構想を策定した。

今後の山陽小型自動車競走場施設整備事業（以下「本事業」という。）の発注に当たっては、今後の物価高騰やレースを開催しながらなど複雑な影響を鑑みて、ECI方式を採用し、設計段階において施工者の意見を取り入れることで、工事手法の詳細検討及び概算精度の向上を図り、あわせて技術提案を取り入れコストダウンを図る。

本市の方針や小型自動車競走場の特殊性を十分に理解し、高度な専門的知識と経験、独自のノウハウ、継続かつ安定的な発注者支援をもって企画、設計、発注及び施工等におけるプロジェクトを最適化し、品質の向上や事業費削減等の効果を最大化する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集する。

この要領は、山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務（以下「本業務」という。）の受注者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（令和2年4月1日改定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、具体的な実施方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務

(2) 業務内容

別紙「山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

予算額 133,386,000円

令和8年度予算計上額 57,893,000円

令和10年度までの債務負担行為計上額 75,493,000円

(5) 委託者

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(6) 担当課

山陽小野田市経済部公営競技事務所（山陽小型自動車競走場）

担当者 久保、川野

〒757-0012 山陽小野田市大字埴生10700番地

TEL：0836-76-2496（直通）

E-mail：jigyo@city.sanyo-onoda.lg.jp

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加希望業者」という。）は、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 参加表明書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出時において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (3) 参加表明書提出時において、本市から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けることが明らかでないこと。

- (4) 参加希望業者は、本市の市税に滞納がないこと。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 公共事業等のCM業務を完了させた実績があること。
- (7) 契約期間中において本市との連絡調整を迅速かつ適切に行うことができる体制があること。

5 選定委員会について

別に定める山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業者選定委員会設置要綱のとおり

6 対象業務のスケジュール及び事務手続

(1) 対象業務のスケジュール

令和8年7月中旬	契約締結
令和8年度	要求水準書作成
令和9年度	設計者選定、基本設計作成
令和10年度	技術協力事業者優先交渉者サウンディング調査及び選定、実施設計作成、施工者選定及び契約

※ 上記スケジュールは、市の都合により変更する場合がある。

(2) 事務手続

ア 質問について

本業務に関し質問がある参加希望業者は、令和8年5月11日（月）午後5時までに、電子メールにより質問書（様式第1号）を用いて行うものとする。その際、必ず「2 業務の概要（6）担当課」に電話し、質問書が届いていることを確認すること。

なお、これに対する回答は、令和8年5月18日（月）までに本市のホームページにより公開するものとする。

イ 参加表明書等の提出について

参加希望業者は、令和8年5月22日（金）午後5時までに、「8 参加表明書等の提出について」で定めるところにより参加表明書等を提出すること。

ウ 参加表明書等の審査について

参加希望業者が8業者を超えるときは、「10 候補者の選定（1）一次審査（書類選考）」で定めるところにより一次審査（書類選考）を行う場合がある。

エ 企画提案書等の提出について

参加希望業者は、令和8年6月22日（月）午後5時までに、「9 企画提案書等案の提出について」で定めるところにより企画提案書等を提出すること。

オ 企画提案書等の審査について

参加希望業者は、「10 受託候補者の選定（2）二次審査（プレゼンテーション）」で定めるところにより二次審査（プレゼンテーション）を受けるものとする。

7 配布資料

- (1) 「山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託」公募型プロポーザル実施要領（※当該書類）
- (2) 山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託仕様書
- (3) 以下の様式第1号～様式第9号
 - ・ 質問書（様式第1号）
 - ・ 参加表明書（様式第2号）
 - ・ 市税に係る調査同意書（様式第3号）
 - ・ 主要業務実績報告書（様式第4号）
 - ・ 業務実施体制調書（様式第5号）
 - ・ 企画提案書（様式第6号）
 - ・ 業務実施方針（様式第7号）
 - ・ 業務実施スケジュール（様式第8号）
 - ・ 見積書（様式第9号）

8 参加表明書等の提出について

(1) 提出期間

令和8年4月23日（木）から令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 提出書類とその記載要領

ア 参加表明書（様式第2号）

住所、商号又は名称、代表者職氏名及び担当部署連絡先を記入すること。

イ 市税に係る調査同意書（様式第3号）

所在地、商号又は名称、代表者職氏名、住所及び生年月日を記入すること。

ウ 主要業務実績報告書（様式第4号）

「4 参加資格（6）公共事業等のCM業務を完了させた実績があること。」

に掲げる実績を過去10年以内のものについて記載すること。なお、記載順は、履行期間及び契約金額に関係なく、業務内容が優れているものからとすること。

エ 業務実施体制調書（様式第5号）

総括責任者1名を必ず定め、本業務に従事予定の全員について、実務、経験年数、資格及び担当する業務内容を記入すること。なお、企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で、提案内容や事情により担当者が変更になっても差し支えない。ただし、総括責任者については、原則、変更を認めない。

(3) 提出部数

「8 参加表明書等の提出について（2）提出書類とその記載要領」に記載の各様式を1部

(4) 提出場所

「2 業務の概要（6）の担当課」

(5) 提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送、又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期間内に必着のこと。

9 企画提案書等案の提出について

(1) 提出期間

令和8年4月23日（木）から令和8年6月22日（月）午後5時まで

(2) 提出書類とその記載要領

ア 企業の概要等を示す書類

- ・企業概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
- ・定款
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴全部事項証明書をいう。提出日前3か月以内に発行されたもの。複写可）
- ・直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（複写可）

イ 企画提案書（様式第6号）

住所、商号又は名称、代表者職氏名及び担当部署連絡先を記入すること。

ウ 業務実施方針（様式第7号）

事業全般に係る提案者の考え方やPRポイントについて自由に記載することとし、本業務において、有益な独自提案があれば記載すること。なお、実施方針が複数にわたる場合は、複写して使用することとし、任意様式で作成（規格はA4に限る。）しても差し支えない。

エ 業務実施スケジュール（様式第8号）

本業務を確実に遂行するためのスケジュールを詳細に記載することとし、業務実施スケジュールが複数枚にわたる場合は、複写して使用すること。また、任意様式で作成（規格は原則としてA4とし、これにより見づらくなる場合にはA3を折りたたんで使用することも可）しても差し支えない。

オ 見積書（様式第9号）

住所、商号又は名称、代表者職氏名及び担当部署連絡先、消費税及び地方消費税等を含む価格を記入すること。なお、実施項目ごとの金額が分かる内訳書を任意様式により添付すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部（複写可） 合計11部

(4) 提出場所

「2 業務の概要（6）の担当課」

(5) 提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送、又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期間内に必着のこと。

(6) 企画提案書及び関連資料の作成に要する費用は、参加希望業者の負担とする。

10 受託候補者の選定

(1) 一次審査（書類選考）

参加希望業者から提出された「8 参加表明書等の提出について（2）提出書類とその記載要領」に掲げる書類を審査し、8業者程度を選考する。ただし、参加希望業者の総数によっては、一次審査は実施せず、「（2）二次審査（プレゼンテーション）」で定める二次審査から開始する。なお、一次審査（書類選考）の審査結果は、令和8年6月1日（月）（予定）に全ての参加希望業者に書面で通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時 令和8年7月7日（火）又は7月8日（水）（予定）において、別途調整の上、決定した時間

イ 場所 山陽小型自動車競走場

ウ 参加希望業者の出席人数 3人以内

エ 内容 参加表明書及び企画提案書等に基づくプレゼンテーション

オ 時間配分 時間は準備5分、説明20分、質疑応答20分及び片付け5分を目安とする。

カ その他 プレゼンテーションに必要なプロジェクター、パソコン等は参加希望業者において用意すること。

(3) 選定方法

本市が設置した山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提出を受けた参加表明書及び企画提案書等を参考にして、参加希望業者からプレゼンテーションを受けた後、業務提案の内容を審査基準に基づき、総合的に審査及び評価する。なお、最高得点者を本業務の受託候補者として選定するが、提案者の総得点が、持ち点の総合計の2分の1以上あることを条件とする。また、この者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加資格者に係る指名停止を受けることとなった場合は、次点の者を受託候補者として選定する。

(4) 審査基準

選定委員会は、企画提案書等の内容に重点を置き、次の審査基準に基づいて審査する。

評価項目	評価事項
業務実績	業者の実績及びその内容に関する評価
業務実施体制	担当スタッフの実績や能力等に関する評価
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的及び内容を十分に理解しているか。・本事業における検討項目及び課題について効果的な実施手法となっているか。・連携体制の構築及び発注者負担の軽減など、伴走的な支援が望めるか。・企画内容が明確かつ実効性の高い手法となっているか。・設計及び施工業者における技術的優位性等の評価検証方法が十分に検討されているか。・業務工程の計画性及び妥当性が十分に確保できているか。・公正な選定プロセスや外部への説明性が十分に検討されているか。
見積価格	業務委託価格に関する評価

(5) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

ア 参加表明書及び企画提案書等の提出期間、提出部数並びに提出方法に適合

していない場合

イ 本要領に規定する参加表明書及び企画提案書等の記載要領並びに留意事項として示された条件に適合していない場合

ウ 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合

エ 参加表明書及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

オ 参加表明書及び企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合

カ プロポーザルに関してプロポーザル選定委員と接触を図った場合（ただし、本市が指定した場合を除く。）

キ プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。ただし、やむを得ない事情による場合は「2 業務の概要（6）の担当課」に連絡すること。）

ク 審査の公平性を害する行為をした場合

ケ 前各号に掲げるもののほか、本要領に違反していると認められる場合

1 1 審査結果の通知

二次審査（プレゼンテーション）の審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、選定に至らなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により選定委員長に対し、説明を求めることができる。

(1) 提出期限 書面通知後7日以内

(2) 提出場所 「2 業務の概要（6）の担当課」

説明を求めた者に対しては、「(1) 提出期限」から10日後付けで、書面により回答する。

1 2 契約

(1) 本市と受託候補者とで事業内容の詳細な協議を行い、内部手続の後、正式な受注者として決定したときは、契約を締結する。この場合において、当該契約の金額は、見積価格と同額とするとは限らない。

(2) 契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第106条第6号の規定により、契約保証金の納付を免除する。

(3) 委託料は、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うものとする。

1 3 プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
選定実施要領（当該書類の配布）	令和8年 4月23日（木）
質問書の提出期限	令和8年 5月11日（月）
質問書の回答日	令和8年 5月18日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年 5月22日（金）
一次審査（書類審査）結果報告 ※8業者を超える参加表明書の提出があったとき	令和8年 6月 1日（月）
企画提案書の提出期限	令和8年 6月22日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年 7月 7日（火） 又は 7月 8日（水）
受託候補者の選定、審査結果の通知、 契約締結及び審査結果の公表	令和8年 7月中旬

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後5時までとする。

1 4 その他

- (1) 提出する書類等は、1参加希望業者につき1案とし、同一企業の本社、支社等による重複の参加は認めない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等について、提出後に内容の変更若しくは追加又は再提出することを認めない。なお、提出期間内はその限りではない。
- (3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、プロポーザル参加希望業者の負担とする。
- (4) 選定委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。
- (5) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書を送付する。なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。
- (6) 提出された書類及び資料等は、返却しない。

1 5 問合せ先

「2 業務の概要（6）の担当課」